

鳥取県 被災農業者支援策

支援内容

(1) 鳥取県へ避難された方に農業法人等での就業の場を提供します。

【就業(体験的なものも含む)の例】

- 農業 種まき、植え付け、農薬散布、収穫等の栽培管理作業
賃金:平均14万円/月
- 林業 伐採、枝打ち等の山林作業
賃金:平均16万円/月
- 漁業 船の乗船しての漁労作業(揚網、選別、出荷作業など)
賃金:平均18万円/月+歩合給

(2) 農業分野で12ヶ月を超えて継続就業を希望される場合は、引き続き就業の場を確保します。

(3) 県内で自営就農される場合は、個別に相談を受け付けます。

【支援制度】

- 市町村の協力を得て、3年間にわたって交付金を支給します。
(ただし、鳥取県において「就農計画」の認定を受けることが必要です。)
1年目 10万円/月 2年目 6.5万円/月 3年目 4万円/月
- 営農開始に必要な農地を確保します。
- 農業機械やハウス等の取得を支援します。
補助率 県1/3 市町村 1/6

(4) 就業場所の近くに住宅を確保します。

- 県営住宅や県職員住宅
- 旅館やホテル(比較的短期の場合)
※その他受入市町村とも連携して空き家、アパートなどの確保に努めます。

お問い合わせ先

- (農業) 県庁農林水産部経営支援課 農業参入支援係 電話0857-26-7261
(林業) 県庁農林水産部森林・林業総室 林政企画室 電話0857-26-7300
(漁業) 県庁農林水産部水産振興局水産課 漁業経営係 電話0857-26-7314

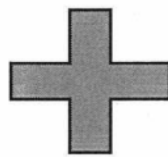
徳島県 被災者支援策

【 農林水産業の就業相談 】

総合窓口 農林水産総合技術支援センター教育研修課
(電話 088-621-2427)

○就業先・主な仕事内容（雇用形態）

- 農業**
- ・野菜や花卉経営を行う農業法人での栽培管理作業（正社員・期間雇用）
 - ・菌床椎茸栽培を行う農業法人での菌床製造、栽培、出荷作業（期間雇用）
- 畜産業**
- ・養鶏業者（インテ）でのブロイラー飼養管理又は食鶏処理、加工業務（正社員・期間雇用）
 - ・採卵鶏農場での飼養管理及び作業機械のメンテナンス作業（正社員）
 - ・肉用牛農場での飼養管理作業（正社員）
- 林業**
- ・森林組合や民間会社等での保育作業や間伐等の作業、木材生産など、林業全般の現場作業（正社員・長期雇用対象）
- 水産業**
- ・漁船漁業及び養殖業での漁労作業（正社員・期間雇用）
 - ・漁業協同組合における事務作業（正職員）



【 被災者の避難受入れプログラム 】

住居損壊などの「り災証明書」又は「被災証明書」をお持ちの方等が本県に避難される場合、

- 1 最長2年間の住宅無償提供
- 2 1世帯あたり30万円の生活資金の供与
- 3 県民から募った生活物資の提供 等をいたします。

被災者の受入支援全般に関する相談窓口（政策企画総局）
(電話 088-621-2131)